

令和4年第9回清瀬市農業委員会会議録

令和4年9月27日午前9時30分から午前10時00分、清瀬市コミュニティプラザひまわり1階102において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員
- | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|--|
| 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| 第1番 | 村野 和博 | | 第2番 | 西川 幸広 | |
| 第4番 | 齊藤 正樹 | | 第5番 | 金子 住晴 | |
| 第6番 | 並木 浩 | | 第7番 | 石井 啓介 | |
| 第8番 | 増田 武 | | 第10番 | 内野 悦二 | |
| 第11番 | 横山 眞一 | | 第12番 | 村野 正明 | |
| 第13番 | 後藤 由美子 | | 第14番 | 金子 廣明 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・中野正明・山下航平

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予に関する「適格者証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
 - (3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
 - (4) 農地法の届出について〔5条関係〕
 - (5) その他

議 長 定刻になりましたので、令和4年清瀬市第9回の農業委員会を始めたいと思います。

本日、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第1番の村野和博委員、第2番の西川幸広委員となっております。よろしく願いいたします。

議案第1号 相続税納税猶予に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので並木委員はしばらくの間、退出をお願いします。

～並木委員退出～

事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続を支援するため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は2件ございますが、1件目まで説明させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 中清戸四丁目1076番、地目 畑、地積433㎡ 他9筆、合計9,600㎡。1件目は以上です。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。1件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 9月6日に事務局の山下さんと申請者と代理人同席のもと、現地調査に行っていました。対象の農地は現在区画整理事業の工事が行われています。それによって耕作不能になっている箇所がありますが、そのような場合は、納税猶予の特例の適用を受けられる農地として認められていますので、問題はないと思われまます。以上です。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。

委員 異議なし。

議長 1件目は異議なしということで承認させていただきます。それでは、並木委員の入室を許可します。

～並木委員入室～

それでは、2件目の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは説明させていただきます。

2件目 土地の表示 中清戸五丁目83番2、地目 畑、地積2,158㎡のうち2,124㎡ 他1筆、合計3,903㎡ 以上です。

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
横山委員と並木委員より、説明をお願いします。

横山委員 9月6日に並木委員と事務局の山下さんと申請者と代理人同席のもと、現地調査に行ってまいりました。農地は綺麗に管理されておりました。一部畑の中にブロックで囲まれた堆肥置き場がありました。それから、小さな農機具置場のような小屋があり、それらの部分は取り壊さずその分の面積を引いて申請するということになりました。それから、農地に実のならないサルスベリなど大きい木が3・4本ありまして、それは撤去の方向で話し、了解されておりましたので問題ないと思います。

並木委員 横山委員と同意見です。後日確認したところ、立ち木は撤去されておりました。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第2号相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 申請年月日 令和4年8月22日、申請回数3回目。
2件目 申請年月日 令和4年9月5日、申請回数3回目。
3件目 申請年月日 令和4年9月9日、申請回数4回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。1件目、2件目、増田委員より説明をお願いします。

増田委員 8月29日事務局の山下さんと現地調査に行ってまいりました。

1 件目と 2 件目共に綺麗に耕作されており、問題ありません。

議 長 3 件目、齊藤委員より、説明をお願いします。

齊藤委員 9 月 1 4 日に事務局の山下さんと現地調査に行っていました。対象地の畑には人参やキャベツなどが作付けされており、大変綺麗に管理されておりました。果樹園もみかんなどの木があり、大変綺麗に管理されておりましたので、問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、承認させていただきます。
議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。生産緑地の買取申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。申請は 3 件ございますが、1 件目及び 3 件目を先に説明させていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1 件目 土地の表示 清瀬市野塩三丁目 3 1 番 2、地目 畑、地積 1, 0 5 4 m² 他 2 筆、合計 2, 0 6 1 m²。買取申出事由 死亡のため。

3 件目 土地の表示 清瀬市中清戸一丁目 5 6 6 番 1、地目 畑、地積 1, 4 0 1 m² 他 1 筆、合計 2, 5 9 7 m²。買取申出事由 死亡のため。

議 長 何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。農業委員会会議規則第 1 0 条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので並木委員はしばらくの間、退出をお願いします。

～並木委員退出～

それでは、2件目の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは説明させていただきます。
2件目 土地の表示 清瀬市中里五丁目1127番3、地目
畑、地積 694㎡。 買取申出事由 死亡のため。

議長 何か質問はございますか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。それでは、並木委員の入室を許可します。

～並木委員入室～

議案第4号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。8月11日から9月12日までの受付分となっております。
1件目 土地の表示 下宿二丁目579番1、地目 田、地積263㎡、他3筆、合計 533.20㎡、転用の目的 戸建住宅建築、8月29日受付、9月2日処理。
2件目 土地の表示 中里三丁目877番4、地目 畑、地積49㎡、転用の目的 資材置場の設置、9月12日受付、9月14日処理。以上でございます。

議長 何か質問等はございますか。

委員 下宿二丁目579番19なのですが、ここの地番は宅地になっておりますが、もとは家が建っていた訳ではないのですか。

事務局 確認してきましたが、現地は畑の状態を呈しておりました。地目の変更がなされていなかったようです。

議 長 現況農地なのですね。

委 員 区画整理した所なので、とりあえず宅地になっていたようです。

議 長 今回この地番と地目で提出されていますので、当委員会では出された書類の通り審議していただく形になります。

事務局 農地法第2条で農地とは耕作のために使用される土地とされており、現況そこで耕作されているのであれば地目の如何に関わらず農業委員会に届出を提出していただきます。以前宅地や道路であっても区画整理後には畑として使用されていたのであれば、農業委員会に届出の提出をしていただくこととなります。

議 長 ほかに質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。以上が5条の報告です。

議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。
事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 買取希望所在地 清瀬市下清戸二丁目558番1、
地目 畑、地積 560㎡。以上でございます。

議 長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼という形でございます。協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報お願いします。

(2) 会議の報告

①農業委員会勉強会。令和4年8月23日(火)午後2時00分より、清瀬市コミュニティプラザひまわりで行われました。講師は、全国農業会議所で専門相談員をされている原修吉氏です。参加者は農業委員と事務局です。これは皆さんご出席されておりますので、報告は割愛させていただきます。大変有意義な勉強が出来ました。今後もこのような場を設けてい

ただけるようにとのお声を頂いております。

- ②第1回清瀬市農畜産物品評会実行委員会。令和4年8月30日（火）、書面開催でした。参加者は農業委員、事務局、農畜産物品評会実行委員です。書面にて全員より賛成の意思を頂きましたので、本年度の品評会の開催に向けていいスタートがきれたと思います。ありがとうございました。
- ③北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会。令和4年9月13日（火）午後1時30分から午後4時30分、清瀬市中清戸地域市民センターでWEB参加しました。参加者は農業委員、事務局です。当日は農業会議からの各種説明と最後に行政書士より相続等に関する話がありました。大変いい時間が持てたと思います。これも皆さんご出席されていますので割愛させていただきます。

(3) 会議の日程

- ①農地利用状況調査（農地パトロール）。令和4年9月27日（火）午後1時30分より、市内全域の調査をします。参加者は農業委員、事務局、都市計画課職員です。本日午後4時30分より後継者顕彰の審査員が、現地調査にいらっしゃるため、午後3時45分頃に私と西川委員と事務局の山下さんで行きます。パトロール終了後の意見交換は職務代理を議長に話を進めていただきたいと思います。
- ②農業委員会農地部会長・経営部会長研究集会。令和4年10月4日（火）午後1時30分から4時30分まで、清瀬市役所でWEB参加します。参加者は農地部会長、事務局です。
- ③第10回農業委員会。令和4年10月25日（火）午前9時00分より清瀬市役所で開催されます。参加者は農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。
全体を通して質問等はございますか。

委員

ありません。

事務局

事務局はありません。

議長

特にないようですので、終了したいと思います。
それでは職務代理をお願いします。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。
以上をもちまして、第9回清瀬市農業委員会閉会致します。
お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第1番）

署名委員（第2番）